○経済産業省告示第百八十七号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたカナダの紋章を次のように指定したので、告示する。

平成二十八年七月一日

経済産業大臣　林　幹雄




○経済産業省告示第百八十八号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたフランス共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を次のように指定したので、告示する。

平成二十八年七月一日

経済産業大臣　林　幹雄




建築用又は構築用の粘土。粘板岩。わら。麻繊維。石灰（農業用のものを除く。）。花こう岩。砂岩。未加工の石・石材。土・土壌。製材前の木材。屋根用スレート。切断済みの石・石材。半加工又は加工済み木材。床用タイル。テラコッタ。プラスター。柿板。板状の屋根材。屋根用タイル。宝飾品。ガーネット。カット済みの宝玉。時計側。時計。銀製食器類。刺しゅう布。セーム革製品。レース製縁飾り。羊毛。リネン繊物。繊維製品。布地。織物。じゅうたん。タペストリー。絹製品。ベール（カーテン）。家庭用リネン製品。ベレー帽。帽子。ブーツ。履物及び運動用特殊靴。サンダル靴及びサンダルげた。エスパルト製の靴及びエスパルト製のサンダルげた。スリッパ。手袋。木靴。装飾品（装飾用の羽根及び花）。縁飾り（ひも、レース製縁飾り、房の縁飾り、縁取り、リボン）。タイユール。ナイフ。食卓用フォーク。スプーン。眼鏡。フルート。皿。食器類。切削工具類（手持工具に当たるものに限る。）。手術器具。石目やすり。やすり。ボルト及びハンマー。プライヤー。絵筆及び塗装用ブラシ。農業用フォーク。鉄製品。蛇口。金属製金具。クリスタルガラス製品。ガラス製品。フラスコ。ステンドグラス窓。革製品及び革製衣服。未加工の皮及び／又はなめし皮。半加工の銅製品及び加工済みの銅製品。エナメル。陶器。陶器製平なべ。磁器。陶磁器。クリスマス用の小立像。アコーディオン。革製の楽器用リード。鳥用鳴きおとり。弓（楽器用）。弦楽器。管楽器。オルガン。おもちゃ。木製のおもちゃ。光学製品 。家具。いす。腰掛け。ランプ。照明器具。くし。管・喫煙パイプ。寄木細工製品。厚板材。旋盤細工製品。くら。乗馬用具。印刷された生地。石版画。金粉。エンボス加工製品又はすずめっき製品。写真製版製品。武器。装飾品。ペン。鉛筆。リード。籐製の製品、すなわちかご及び容器。せっけん及び固形の化粧せっけん。スキー。傘。香水。プラスチック。

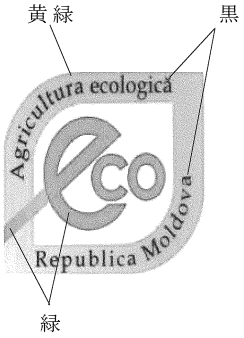
○経済産業省告示第百八十九号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたモルドバ共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を次のように指定したので、告示する。

平成二十八年七月一日

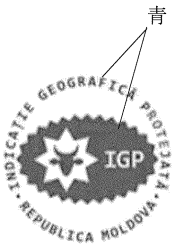
経済産業大臣　林　幹雄

一




環境に配慮した農産物及び食品

二



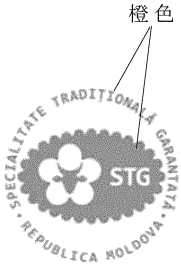

農産物及び食品。アルコール飲料及びアルコール分を含まない飲料。手工芸品。工業製品。鉱物資源。

三




農産物及び食品。アルコール飲料及びアルコール分を含まない飲料。手工芸品。工業製品。鉱物資源。

四




農産物及び食品。アルコール飲料及びアルコール分を含まない飲料。

○経済産業省告示第百九十号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際竹藤組織の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十八年七月一日

経済産業大臣　林　幹雄